

障害程度等級表解説・新旧対照表（聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能障害）

新	旧
<p>4 その他の留意事項 (1) (略)</p> <p><u>(2) 聴覚障害「2級」の診断をする場合の取扱いについて</u> <u>聴覚障害の手帳を所持していない者に対して、聴覚障害「2級」の診断をする場合には、聴性脳幹反応検査（ABR）等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査（遅延側音検査、ロンバールテスト、ステンゲルテスト等）を実施し、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を記載し、記録データのコピー等を添付すること。</u> <u>また、過去に聴覚障害の手帳の取得歴があるが、検査時に所持していない場合も同様に取扱うこととする。</u></p> <p><u>(3) 人工内耳埋め込み術を行った場合について</u> (略)</p> <p><u>(4) 平衡機能障害と肢体不自由（下肢・体幹）との重複認定について</u> (略)</p> <p><u>(5) 意思疎通困難の程度について</u> (略)</p> <p><u>(6) 聴覚障害と音声又は言語機能の障害が重複する場合の障害程度等級について</u> (略)</p>	<p>4 その他の留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 人工内耳埋め込み術を行った場合について (略)</p> <p>(3) 平衡機能障害と肢体不自由（下肢・体幹）との重複認定について (略)</p> <p>(4) 意思疎通困難の程度について (略)</p> <p>(5) 聴覚障害と音声又は言語機能の障害が重複する場合の障害程度等級について (略)</p>

新	旧
<p><u>(7)</u> 認知症により発声・言語が困難な者の障害認定について (略)</p> <p><u>(8)</u> 気管切開を行った者の音声・言語機能の障害認定について (略)</p> <p><u>(9)</u> 口唇・口蓋裂等の乳幼児の音声・言語機能障害について (略)</p> <p><u>(10)</u> そしゃく機能障害の障害認定について (略)</p>	<p>(6) 認知症により発声・言語が困難な者の障害認定について (略)</p> <p>(7) 気管切開を行った者の音声・言語機能の障害認定について (略)</p> <p>(8) 口唇・口蓋裂等の乳幼児の音声・言語機能障害について (略)</p> <p>(9) そしゃく機能障害の障害認定について (略)</p>